

## 知床の森林づくりに関する協議会設置要領（案）

### １ 目 的

地球暖化対策の第一約束期間が間近に迫っている中で、森林吸収量の目標達成を図っていくため、森林整備の推進とともに国民に対する森林づくり意識の醸成、森林環境教育の強化を通じて、国民参加の森林づくりの一層の促進を図ることとしている。

一方、我が国を代表する森林を有する知床においては、その核心地域の保全とともに、周辺地域に散在する人工林や荒廃地等において、広葉樹林化をはじめとする多様な森づくりを推進し、半島全体として生物多様性を高めていくこと等が課題となっている。

これらの課題に取り組むため、企業等多様な主体の参画の下、知床における国民参加の森林づくりを継続的に推進するための体制や仕組みづくりの検討を行う協議会を設立するものである。

### ２ 名 称

協議会の名称を「知床永久の森林づくり協議会」とする。

### ３ 委員の構成

協議会の委員は、地元関係者、学識経験者及び知床における森林づくり活動をサポートする企業等で構成する。

### ４ 委員会の運営及び検討事項

別に定める「知床永久の森林づくり協議会運営要領」による。

## 知床永久の森林づくり協議会運営要領（案）

### 1 検討事項

協議会は、企業等多様な主体の参画の下、知床における国民参加の森林づくりや森林環境教育を推進するために必要な以下の事項について検討するものとする。

#### （１）知床の現状と課題について

- ア 知床の森林の現状と課題（生物多様性の観点からみた課題を含む。）
- イ 企業等多様な主体による国民参加の森林づくり活動の現状と課題
- ウ 森林環境教育の現状と更なる推進のための課題
- エ その他知床を取り巻く現状と課題

#### （２）知床における新たな国民参加の森林づくりについて

- ア 企業等多様な主体の参画可能性
- イ 多様な主体が支援する参加しやすい森林づくりの仕組み
- ウ 継続的な国民参加の森林づくり活動のための体制及び仕組み
- エ その他知床における国民参加の森林づくりを推進するために必要な事項

#### （３）知床における森林環境教育の推進について

- ア 知床の自然を活かした森林環境教育のフィールドの提供
- イ 教育機関（都市部含む。）と連携した森林環境教育の手法
- ウ その他森林環境教育の推進に必要な事項

#### （４）その他

その他、本協議会の目的を達成するために必要な事項

### 2 協議会の運営

#### （１）役員

協議会には、会長を１名置き、委員の互選による。

なお、会長は、会長の職務を代行する者を指名することが出来るものとする。

#### （２）協議会の開催

協議会は、会長が招集する。

協議会の開催は、委員全員の出席を原則とするが、やむを得ない場合は委員の了解をもって開催する。

(3) 議長

協議会の議長は会長が務めるものとする。

(4) 部会

協議会には、上記 1 の検討事項を検討するため必要な部会を置くことができる。

3 事務局

協議会の事務局は、北海道森林管理局計画部に置く。

事務局は、協議会の開催、運営に係る事務及び協議結果の集約等を行う。

4 その他

協議会の検討に当たって、会長が必要と認める場合は、委員以外の者を参加させ意見を聴くことができるものとする。